

大洲土木事務所長

このことについて、次のとおり報告します。

注1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。(会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。)

2 「公開・非公開の別(決定の内容)」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の4(公開基準)の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。